

火災概況月報（令和7年7月分）

2025年度全国統一防火標語『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

火災概況通信 8月号 令和7年8月28日

編集・発行 岐阜県消防課 TEL 058-272-1123

	区 分	火 災 件 数（件）						焼 損 面 積			火災損害額 （千円）	焼損棟数 （棟）	り災世帯数 （世帯）	り災人員 （人）
		計	建 物		林 野	車 両	その他	建 物 焼 損 床面積（㎡）	建 物 焼 損 表面積（㎡）	林 野 焼 損 面 積（a）				
			住宅(併用共同舎)	その他										
合 計	前 月 累 計	374	106	74	7	36	151	10,461	859	27	581,856	267	146	333
	本 月 計	52	14	9	2	5	22	267	51	0	11,114	18	15	31
	累 計	426	120	83	9	41	173	10,728	910	27	592,970	285	161	364
	前年累計比較	7	△ 28	△ 1	1	6	29	△ 4,109	△ 92	△ 55	△ 848,045	△ 48	△ 16	△ 54
前 年	同 月 分	43	15	10	0	4	14	3,398	80	0	369,215	37	14	34
	累 計 分	419	148	84	8	35	144	14,837	1,002	82	1,441,015	333	177	418

	区 分	死 傷 者 数		出 火 原 因（件）											
		死 者 （人）	負 傷 者 （人）	計	たばこ	こんろ	火遊び	たき火	放 火	放火の疑い	ストーブ	火入れ	電灯・電話 等配線	その他	不明 調査中
合 計	前 月 累 計	16	47	374	18	26	2	59	6	15	16	21	12	110	89
	本 月 計	0	0	52	3	2	1	2	2	1	0	3	1	14	23
	累 計	16	47	426	21	28	3	61	8	16	16	24	13	124	112
	前年累計比較	△ 1	△ 18	7	△ 3	△ 1	△ 1	16	△ 19	0	1	△ 1	1	△ 50	64
前 年	同 月 分	1	4	43	2	1	0	1	4	1	0	1	4	25	4
	累 計 分	17	65	419	24	29	4	45	27	16	15	25	12	174	48

※数字は速報値ですので、今後変わる場合があります。

- 1 7月の総出火件数は52件で、前年同月に比べ9件増加（20. 9%増）しました。
- ・建物火災は23件（2件減）、林野火災2件（2件増）、車両火災は5件（1件増）、その他火災は22件（8件増）となっています。
- ・建物火災は全火災の44. 2%でした。
- 2 7月の火災による死者は0人で前年同月と比較して1人減少し、負傷者は0人で前年同月と比較して4人減少しました。
- 3 出火原因の第1位は「たばこ」、「火入れ」でそれぞれ3件でした。
- ・「放火」と「放火の疑い」を合わせた件数は3件（5. 8%）です。



★ 住宅用火災警報器の設置、点検をしていますか？

7月は住宅火災の割合が全火災の26.9%、令和7年1月～7月の全火災においては、住宅火災の割合が28.2%占めています。

住宅火災で亡くなる方の多くは逃げ遅れによるもので、逃げ遅れ対策には住宅用火災警報器の設置が非常に有効です。

また、せっかく設置した住宅用火災警報器をいざというときにきちんと作動させるため、定期的な点検と、設置から10年を経過した物は電池や機器本体を取替えましょう。

■ 作動確認方法

・ボタンがついている場合はボタンを押す、ひもがついている場合はひもを引く

※ボタンを押したりひもを引いたりしても作動しない場合は電池切れなどのおそれがあります。すみやかに電池や機器本体を交換しましょう。



■ 住宅防火対策

＜住宅防火 いのちを守る 10のポイント－4つの習慣・6つの対策－＞

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときは火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

★ 2025年度 全国統一防火標語

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

★ 住宅用火災警報器を設置しましょう！！

■ 県内の令和7年6月時点の設置率は82.0%！

消防法の改正により、県内では平成23年5月31日までの設置が義務化された、住宅用火災警報器の設置率（令和7年6月時点）が7月に公表されました。

全国における住宅用火災警報器の設置率は84.9%、岐阜県における設置率は82.0%となっており、前回の82.1%から0.1ポイントの減少となります。

47都道府県中、岐阜県の設置率は31番目となります。



○設置義務のある場所

寝室と寝室がある階の階段上部（寝室が2階以上の場合）

・新設住宅 平成18年6月～ ・既存住宅 平成23年6月～

	設置率	参考(前回)	増減	条例適合率
	R7.6	R6.6		R7.6
全国	84.9%	84.5%	0.4	65.8%
岐阜県	82.0%	82.1%	-0.1	63.1%

設置率：設置義務のある場所の一部分でも設置している住宅を含めた割合
条例適合率：設置義務のある場所すべてに設置している住宅の割合

あなたや家族の大切な命を守るために、一日も早い住宅用火災警報器の設置をお願いします。